

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	大谷場公園の排水対策について	<p>当該公園は当自治会の中央部に位置しており、午前中は保育園児・午後は学童保育の児童を含め多数方が利用しています。当自治会としても防災倉庫の設置場所・夏祭りの本部設置・ゴミゼロ運動の集合場所等として活用しており、また震災時には近隣住民の一時集合場所としての活用も期待しています。</p> <p>近年はゲリラ豪雨等突然に多量の雨が降ることが多く、多量の雨が降ると公園の約半分程度は水に浸かり長い時には1週間程度水が引きません。土地の嵩上げや排水設備の整備等をお願いいたします。いつでも安心して活用できる公園にしたいと思っています。</p> <p>(再質問) 本件は自分でも直接所管に要望し、所管にて公園内に排水用の溝を作ってくれたが、これでは不十分であるため、引き続き所管の対応をお願いしたい。</p>	<p>大谷場公園の排水設備について、現状堆積土砂を撤去しました。その後の公園内の浸水状況について注視してまいります。</p> <p>また、来年度に大谷場公園の排水施設の調査を実施し、これに対する対応策を検討する予定です。</p> <p>【都市局南部公園整備課】</p> <p>(補足説明) 11月下旬にコミュニティでも現地を確認、公園が若干「すり鉢」状と見受けられることや、足的が湿っているなど、質問の内容を承知したところです。これを踏まえ、所管である南部公園整備課に確認を行いました。来年度の予算が審議段階ですが、本件に係る対応としては、まず排水先がどのようになっているかを確認、利用しやすい公園を目指した現況調査を実施する予定です。その上で改善等の対応策を検討します。本日の意見等につきましても、所管に報告します。</p> <p>【南区コミュニティ課】</p>
2	南浦和浄水場跡地に公民館を	<p>南本町周辺にある公民館は、南浦和公民館と浦和区の浦和南公民館の2館あります。</p> <p>しかし、南浦和公民館は距離があり、浦和南公民館は浦和区といずれも利用し難い状況である。</p> <p>さいたま市水道局南浦和浄水場(南本町1丁目)にあり、令和3年11月30日施設運用停止)の跡地利用が決定していないと承知している。南本町地内にいくつかのマンション建設が予定され、今後益々の人口増が予想されることに伴い、公民館の必要性は増大します。</p> <p>南本町自治会は浄水場跡地には公民館を建設することが最適と考えます。地域住民の交流の場として重要であり、ここに提案いたします。</p> <p>(補足) ・南浦和浄水場は施設運用を停止し、跡地利用未定である。 ・南浦和浄水場は南本町地内にある。 ・南本町自治会区域内に自治会館、公民館ともなし。 ・南浦和駅西口周辺の人口は激増中である。</p> <p>(再質問) 例えば、南区と浦和区を比較した場合、人口は南区が約18万人に対し浦和区は約16万人、世帯数は南区が8万世帯、浦和区は7万世帯、区面積では南区は18.32km²、浦和区は11.51km²と、いずれも南区の方が数字としては大きいです。ところが、公民館の数では、南区が8館、浦和区は12館と、南区の方が、人口等多いものに対し公民館は4つ少ない状況です。少なくとも同じ数にしてみたいと思うが如何か。 公民館は地区自治連合区域で一つの設置とありましたが、南部地区には公民館が2つあります。人口密度等も考慮していただくよう教育委員会に伝えて欲しい。 【南本町自治会】</p>	<p>《浄水場跡地に関すること》 お問い合わせいただきました南浦和浄水場の跡地利用につきましては、「さいたま市水道局公有地有効活用推進委員会」において令和3年度から検討が進められてきました。</p> <p>現在、当該場所は、応急給水場所となっておりますが、南浦和浄水場周辺は、多くの人口を抱える地域でありますことから、引き続き災害時に周辺住民の皆様に飲料水を供給するため、令和5年度に策定する「南浦和浄水場解体工事基本計画」の中で、応急給水場所としての機能を残す形で検討を行う予定となっております。</p> <p>【水道局管財課】</p> <p>《公民館建設に関すること》 公民館の配置については、公共施設マネジメント計画策定時の地区自治会連合会単位で1施設の配置を原則としております。大谷場地区自治会連合会には南浦和公民館があるため、新たな公民館の設置は難しい状況となっております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>【教育委員会生涯学習総合センター】</p> <p>(補足説明) 人口等の統計上の数字に対し公民館数が少ない点についてはご指摘のとおりです。公民館は市内で60館あるが、公民館を含め市内の公共施設を今後どのように維持していくかとの問題について、基本的には新設よりも、既存施設の長寿化により将来のコスト削減を中心に進めていくものと考えます。その際、公民館の位置づけとしては、自治会単位での設置は難しいことから、自治会連合会単位で検討していくものと聞いております。本日の意見等につきましても、所管に報告します。</p> <p>【南区コミュニティ課】</p>
3	非常用トイレの配布について	<p>直下地震が近い将来発生すると予測されますが、非常用トイレの配布をお願いしたい。使い方が分からず戸惑う事がないように、訓練しておいた方が良いと思います。</p> <p>また、自主防災組織に補助金の対象にしても良いのではないかと。</p> <p>(補足) 自治会として全戸に配布しようと2年前から考えていますが、予算不足のため未だに実現していない状況です。1600世帯に対応すると、1世帯当たり2枚配布した場合3200枚が必要となり、30万円程度の費用がかかるものと考えます。</p> <p>(再質問) 自主防災組織では消耗品が補助対象外であることは十分承知しています。そのうえで今回提案した理由は、どんな避難所でもトイレが一番問題となることです。先月、学校で防災訓練を実施したところマンホールトイレが使用できませんでした。三人がかりでやってもマンホールの蓋が開かない、仮に蓋が開いたとしても、雨の日にはマンホールに水が入り込んでしまう状況です。組み立て式トイレも3台あるが、避難対象者の数が8,000世帯として、そのうちの2割の1600世帯、約3000人が集まってくると仮定した場合、3台のトイレでは到底まかなえない。更に、災害時ではトイレの組み立ての時間も通常よりも3倍時間を要し、その結果、トイレ待ちの渋滞が起こる。それらを踏まえれば、各家庭に携帯用トイレを配ってあげれば、その問題は解決するものと考えます。</p>	<p>災害発生時には、自宅にとどまることが危険な場合、避難所など安全な場所への速やかな避難が必要となる一方で、コロナ禍を経験した今日、避難所においては、過密状態となることを避ける必要もございます。そこで、自宅の安全が確保できる場合は、在宅避難も選択肢として検討いただくよう、市民の皆様へ周知をしております。その際、自宅におけるライフラインの停止に備え、非常用ライト、カセットコンロのほか、非常用トイレを一定程度備蓄いただくよう呼び掛けているところです。</p> <p>さいたま市自主防災組織補助金は、自主防災組織が使用する一定の防災資機材を対象に交付するものであり、組織で共同して何度も使用できる簡易トイレは補助対象となっておりますが、最終的に個人が使用することとなる防災資機材は、現在のところ、補助の対象外となっております。</p> <p>【総務局防災課】</p> <p>(補足説明) 先日、大谷口中学校の避難訓練に参加させていただき、自治会の方々が一所懸命活動している様子を見せてもらいました。そのときマンホールトイレのことも、実際には使えない状況だということも伺いました。今回の個人への携帯用トイレの配付は補助金の対象にならないということですので現状では困難との回答にならざるを得ないが、皆さんから要望があったことは、防災課へ伝えます。</p> <p>【南区区民生活部長】</p>

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	篠堤公園の水はけ対策について	<p>公園の役割は、人々のレクリエーションの空間としてのほかに、良好な景観の形成、環境の改善、防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する空間の提供などを担っています。</p> <p>公園でのラジオ体操他、砂場等、子供からお年寄りまで地域の憩いの場として利用しています。</p> <p>現在、雨の後、1週間程度、通路の一部(階段の下)とその種範囲に水溜りが出来、通行並びに使用不可となる。併せて公衆トイレに雨水が流入及びその周辺が水溜りとなり公衆衛生上問題である。</p> <p>*本件、公園緑地課に依頼し応急処置等を実施していただいておりますが、根本的に対策が必要等でさいたま市に挙げていただき進めていただいておりますが、現時点で具体的なスケジュールまでは確認できていません。</p> <p>・子供達の遊び場として機能を十分果たしているとは思えない、公園内の一部は子供達の背丈ほどの雑草が生え、安心して使用できる場所は約半分程度である。(砂場のあり方についても検討要、大雨の時は2~3週間は水が引かない、使用に衛生面からも問題がある)</p>	<p>篠堤公園の排水対策については、来年度砂場を含めた公園内の排水対策の検討を行い、来年度以降に整備を行う予定です。</p> <p>また、公園内の除草については、年4回(春~秋に2か月に1回)実施しており、実施直後は草がない状況であります。前述のとおり2か月に1回の実施になり月日が経ち、雑草が伸びてしまう状況です。</p> <p>今後も、丁寧な維持管理作業に努めてまいります。</p> <p>【都市局南部公園整備課】</p>
			<p>(補足説明)</p> <p>篠堤公園についてコミュニティ課で現場に行き、当日は雨天ではありませんでしたが、排水桝の中に水が溜まっているなど、水はけが良くないことを確認しました。</p> <p>なお、所管課の回答にありました事業の実施については、新年度の予算が審議中であることから、まずできることとして来年度以降に排水対策の検討を行い、その結果を踏まえて整備していくこととなります。</p> <p>【南区コミュニティ課】</p>
	豪雨時の排水対策について	<p>大谷口地区の、細野地区、広ヶ谷戸地区、大谷口向第二地区側と、反対側に位置する向原地区のほぼ中央に、約10m巾の道路が南北に通っており、その南側のつき当たりにJR武蔵野線が東西にあります。地図に示したとおり、T字路の左角が「篠堤公園」であります。</p> <p>最近、局地的豪雨が各地で発生し、大きな被害が発生しておりますが、そのT字路付近は、高低差が一番低い所が道路になっており、その両側に住宅が多くあります。</p> <p>今後、当地においても豪雨が発生した場合、「水は低きに溜まる」ことから、水はJR武蔵野線に妨げられ、はけ口がありません。</p> <p>従って、当然ながらこの付近の住宅は、床上又は床上浸水の影響を受けることとなります。</p> <p>ついでには、このT字路付近(一番低い場所)に、短時間で排水出来る対策を要望するものです。</p>	<p>本市では、浸水被害の軽減に向けた対策を効率的・効果的に実施するため、浸水被害の状況や市民からの要望を踏まえ、優先して対策を実施する地区として整備促進エリアを選定し、計画降雨である1時間当たり約56ミリに対応する、雨水管や雨水貯留施設の整備を進めております。</p> <p>お問い合わせの地域については、計画降雨に対応した雨水幹線の整備が完了しているため、現時点において大規模な浸水対策を実施する予定はございません。</p> <p>しかしながら、気候変動の影響による降雨量の増大により、水害の頻発化・激甚化が懸念されることから、今後の浸水被害の発生状況によっては、対策の必要性を検討してまいります。</p> <p>【建設局下水道計画課】</p>
			<p>(補足説明)</p> <p>質問において、「当該地域は武蔵野線で妨げられており水のはけ口がない」とあったため確認したところ、篠堤公園の西側の道路には3.3m×3.1mの雨水管が武蔵野線の地下を通り流れるように下水管が入っております。</p> <p>【南区区民生活部長】</p>
5	谷田公民館の補修・改善について	<p>平成28年度の「行政との意見交換会」において、本件について質問したところ、行政より「老朽化対策として、建物の全体改修を平成31年度に実施する予定、また、令和元年度には、令和3年度からの「公園リフレッシュ計画」(第2期)を策定する中で検討していく」旨の回答をいただきました。</p> <p>しかしながら、これまでのところ、ごく一部の改修がなされたのみで具体的アクションはほとんどありません。「やります、やります」の回答だけでなく、1日も早い補修・改善をお願いします。また今後の見通しについても併せて伺います。</p> <p>(意見)</p> <p>建物の傷んでいるところ、古い設備のままのところ、未整備の施設など、これらの現状を一気に改善することは困難ではあるが、未整備の玄関ホール・2F体育館前のホールの空調設備、調理実習室やインターネット対応の視聴覚室といった施設は、利用者の利便性を高めるためにできるだけ速やかにほかの公民館並みに整備を進めるべきと考える。</p> <p>また、老朽化が進み傷んでいるところ、古い設備のままの施設、具体的には内壁の塗装塗り替え、トイレの和式から洋式への切り替えと廃棄設備の改善は1日も早く実施すべきと考える。</p> <p>(再質問)</p> <p>実施計画の段階において、改修の内容について意見を述べるような機会がありますか。</p>	<p>谷田公民館については、令和3年度に策定した「公民館施設リフレッシュ計画(第2期)」において、令和6年度に設計、令和7年度に改修工事を行う予定です。</p> <p>具体的な改修内容としては、屋上、外壁などの外部改修、空調設備、電気設備のLED化、トイレの便器洋式化、段差解消などの内部改修を実施します。</p> <p>今回の改修では、既存建物の老朽化対策を主に行うもので、御要望のありました、調理実習室や視聴覚室を新たに整備することはできませんが、改修を行う際には、機能的に付加できるか検討してまいります。</p> <p>なお、谷田公民館については、エレベーター設置の可能性があると調査結果が出ていることから、引き続き設置について検討してまいります。</p> <p>【教育委員会生涯学習総合センター】</p> <p>(補足説明)</p> <p>回答の「令和6年度に設計、令和7年度に改修工事の予定がある」につきまして、市ホームページに「公民館施設リフレッシュ計画」の名称で掲載しており、スケジュール等が確認できます。計画では令和3年度から12年度までの公民館の改修予定があり、その中に谷田公民館の名称も明記されております。</p> <p>【南区コミュニティ課】</p> <p>(再質問回答)</p> <p>今後教育委員会等と相談していただくこととなりますが、今回要望があったことは報告させていただきます。</p> <p>【南区コミュニティ課】</p>

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	(当日意見)	<p>公民館の将来方針は行政からの説明で受け止めた一方で、「市民会館おみや」の他、浦和駅西口にも会館を建設しようだが、これからの高齢化を考えた場合、利用者は皆足腰が弱くなり、遠くの施設よりも自宅の近くで交流できるようなまちづくり、駅前集中よりも地域分散の時代であると考え、市のビジョンはどのように描いているのか。</p>	<p>行政の仕組みとして、公民館は教育委員会、市民会館はスポーツ文化局といったそれぞれの所管で施設の在り方を検討している背景から、ご指摘のような質問をいただいたと認識しています。</p> <p>市の施設はその多くが昭和50年前後に建設されたものであり、約50年が経過している状況です。「さいたま市公共施設マネジメント計画」では、公民館の新設は1地区自治連合会に1か所としたほか、既存の施設は新築後20年経過時の中規模修繕、40年経過後に行う大規模修繕、更に60年経過後には長寿命化修繕等を検討し、躯体健全調査をその都度行いながら、80年以上の使用を指針として定めております。事業においては予算が必要となりますが、その担保として「公共施設マネジメント基金」という50億円規模の基金を設置し計画に対応していくこととしております。谷田公民館については、公共施設マネジメント計画及び公民館リフレッシュ計画に従い、まず令和6年の実施設計、令和7年には保育園も含めた公民館の改修工事を進めてまいります。</p> <p>公民館につきましては、本日、人口密度を考慮した設置方針などご意見をいただきましたので、私から所管に地域の皆様の意見としてしっかり伝えてまいります。</p> <p>市では、「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」を定めており、その中で、「区長はあらゆる機会を通して区民の要望・意見・提案等を積極的に把握し、区の行政に反映させるよう努めるとともに、局長・事業所の長に情報提供しなければならない」と規定しており、また、伝えるだけでなく「局長及び事業所等の長は、区における総合行政の推進に協力するよう努めなければならない」とも規定していることから、区としては事前にいただいたご質問だけでなく、本日もいただいた意見につきましてもしっかりと伝えてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【南区長】</p>
7	補助金／助成金の事業支出における「ポイント付与」について	<p>市からの補助金／助成金の事業支出にあたり、「ポイントが付与された場合は対象から除外する」となっているものを、以下のとおり変更することを提案します。</p> <p>『ポイントが付与された場合は対象から除外する。但し、ポイントが付与された場合には、当該ポイントは自治会事業に有効に活用すること。万一、当該ポイントが自治会事業以外に使用された場合は補助対象から除外する。』</p> <p>【変更を提案する事由】</p> <p>自治会活動に参加している方の大半は、自らの時間を使い、知恵を出し、また汗をかき更には身銭をきって地域のためと覚悟して、殆ど無償のボランティアの一環として活動しています。少なくとも、太田窪四丁目自治会はそれが実態です。いやしくも補助金についてポイントを懐に入れようとか生活の足しにしようというような事実は確認していません。例えば、1000円の支出に10円ポイントが付いたら自治会事業1010円に活用できる制度にしようということです。</p> <p>これが理不尽ということであれば、補助金助成金を業務委託契約に変更し金額も50%増にしましょう。厳密に検証すれば、チラシ配り、掲示板管理などは自治会活動とは言えない可能性があります。(含む小・中学校、公民館や外郭団体から依頼されている各種チラシ掲示物)</p>	<p>ポイント付与については、「市から交付された補助金によって事業目的としていない個人利益の形成につながる恐れがある」として、補助金の種類を問わず全市民的に統一した運用を行っていることから、ご提案の内容につきまして、自治会運営補助金のみ異なる運用を行うことは困難です。ご理解ください。</p> <p>また、補助金を業務委託に変更するというご提案について、自治会が地域社会における重要な役割を担っていることに鑑み、政策上及び公益上の観点から自治会活動に対し支援を行うものであり、これに対し業務委託は「地方公共団体がその権限に属する事務・事業等を直接実施せず、他の機関又は特定の者に行わせること」から、自治会の主体性を尊重した良好な地域社会の維持及び形成の推進の重要性を踏まえ、業務委託は本市の目的に馴染まないものと考えますのでご理解ください。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p>
8	円正寺緑道内の庭園灯整備について	<p>円正寺緑道(延長約330m、幅約8m)に高さ90cm程の庭園灯が16基設置されているが、うち4基は夕方、夜間に点灯しない。残りの12基についても、点灯はしているもののどんよりしているものがほとんどである。これらは自治会の夜間防犯ハローロール及び近隣住民からの指摘により把握し、本年4月上旬に管理者の公園緑地協会に対応を依頼したが放置されている状態である。</p> <p>緑道は地域の子どもの遊び場であり、また年配者の散歩道・憩いの場として利用されており、改善をお願いしたい。</p>	<p>円正寺緑道の庭園灯についてですが、4月にお問合せいただいた後、公園緑地協会のほうで点灯していない箇所の電球交換を実施しております。</p> <p>また、今月に入り現地を確認したところ、緑道内の電気のブレーカーが落ちていることを確認しました。</p> <p>漏電の可能性があり、これにより庭園灯が点灯しておりません。今後、漏電の原因を調査し、復旧してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【都市局南部公園整備課】</p>
9	産業道路「善前バス停」横の押しボタン信号機の「通常信号機化」について	<p>産業道路の国際興業バス「善前バス停」横のセブンイレブン前に押しボタン信号機があります。善前小学校側から来る車や典礼会館側から来る車が産業道路に出る時、当該信号機とのタイミングが合えば比較的円滑に合流できるが、横断者がいない時は長い時間待つことがあり、無理な運転をせざるを得ない場合もある。また、自転車が歩道を走っている場合も多く自動車との接触事故も発生している。</p> <p>押しボタン式信号機から通常信号機に代えることで安全、円滑な交差点交通状況になり、自動車運転者の信号機遵守意識も高まり、交通事故防止を図ることができる。</p>	<p>当該押しボタン信号機は歩行者が安全に産業道路を横断するために設置してあるもので、信号機の変更につきましては浦和警察署の所管となります。以前にも同様のご意見をいただき、浦和警察署へ要望内容を伝えていたところです。今回いただいたご意見につきましては、現地を再確認し、南区くらし応援室から浦和警察署に再度要望内容をお伝えいたします。</p> <p>また、自転車への注意喚起については看板等を設置することにより交通安全啓発に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【浦和警察署(南区くらし応援室から申し伝え)】</p>
10	上谷沼遊水池の環境整備について	<p>埼玉県土木整備事務所が管理する「上谷沼遊水池」ですが、散歩やランニングなどでも利用者が多く、桜の季節には家族揃ってお花見ができる、近隣住民に親しまれているとても貴重な場所です。通常は散歩コースの植栽や下草刈りなどは行政によって実施され、ほぼ環境も良好に維持されていますが、季節によっては下草が丈高く生い茂って子どもの背丈以上に伸びてしまうほどで防犯上の懸念があります。</p> <p>行政が管理する下草刈りの頻度を増やして、環境を整備していただくようお願いいたします。</p> <p>(意見)</p> <p>上谷沼調節池について、産業道路から入った入口に掲げられている看板に記されている住所が、「さいたま市浦和区太田窪」となっているが、「南区太田窪」と表記すべきところではないか。一度現地を確認いただき、地図と照合していただければありがたい。</p>	<p>ご質問の上谷沼調節池の環境整備につきまして、調節池を所管するさいたま県土整備事務所に確認しましたところ、「現在、上谷沼調節池の除草につきましては、河川管理施設の維持管理のため、年2回定期的な除草を行っております。このため、現状以上に除草の回数を増やすことは困難ですが、樹木の倒木などの危険性がございましたら、ご連絡をいただければ随時対応させていただきます。」との回答をいただいております。</p> <p>ご意見のとおり、当該調節池は近隣住民の憩いの場であるとともに、都市に残された動植物の貴重な生息空間でもあることから、引き続き関係機関が連携した快適な環境整備に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【埼玉県さいたま県土整備事務所】 (南区コミュニティ課の聞き取りによる回答)</p> <p>(意見に対する回答)</p> <p>さいたま県土整備事務所より、ご指摘の記述につきましては早急に修正するとの回答をいただきました。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p>

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
11	団地における加入促進について	<p>当団地は340部屋がありますが、現在自治会加入者は82世帯となっており年々減少しています。当団地はURが管理していますが、自治会加入について、強制力がありません。</p> <p>このままだと、自治会(防災組織)としての限界があります。行政として何らかの対策が必要と考えます。</p>	<p>集合住宅の自治会では、敷地外の住民に対し加入促進ができない状況であることから、入居者に対する自治会活動への理解と協力をいただくことが重要であると認識しております。</p> <p>ご意見のとおり自治会加入について強制力はありませんが、自治会に加入することで、コミュニティが高まり、相互による支え合いや災害時等における迅速かつ適切な対応に繋がるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p>
12	東浦和一緑区役所便、浦和東口〔馬場折返経由〕市立病院便のバス増便について	<p>・東浦和駅一緑区役所の平日便を、時間当たり1便の増加〔2便→3便に・3便→4便に〕</p> <p>・浦和東口一馬場折返経由一市立病院の便数の増加 (1便/h程度しかない直通バスをせめて2～3便/h程度に)</p> <p>*路線管理者は国際興業バスであり、民間企業の営利事業と言う事からすると、適切な意見とは言えない可能性はあるが、インフラとしてのバスを増便願えないかとの懇請はお伝えしておきたい。</p> <p>(補足)</p> <p>・免許返納などにより、高齢者で自らは運転をしなくなる人は増えており、これからの増加が予想される。そのような方々は何らかの持病を抱えるケースが多いだろうと想定され、ニーズは高まる一方となる。</p> <p>・日常的に区役所といえば緑区役所を利用している住人が大半のエリアであり、車が使えなかったり天候が悪く自転車も使えなければ国際興業バスを利用する方は多いが、便数が少ないため平常時は使いにくい。</p> <p>・市立病院は自転車という訳にもいかずバスを利用するしかないが、便数の多い北浦和経由では大回りである。せめて浦和駅東口一馬場折返の終点を市立病院とできれば、利便性は格段に上がるものと考えます。</p>	<p>いただきましたご意見につきまして、運行事業者である国際興業株式会社にお伝えしましたところ、「現在、コロナ禍等の影響により路線バス利用者が減少している中、お客様に御迷惑がかからないよう、まずは現行の路線維持を会社として努めているところです。その様な状況に加えて、運転手不足等の要因もあるため、御提案頂きました増便につきましては難しい状況です。」と伺っております。</p> <p style="text-align: right;">【都市局交通政策課】</p>
13	区隣接エリア住人の自治会加入取り扱いについて	<p>住所は南区大谷口にありながら、加入自治会が隣接する緑区の中尾団地自治会というエリアがある。約30世帯。合併時のコミュニティを継承しての自治会の括りであったと思うが、世代交代や転入者も増えてきている中で、一部では新規の区跨りの加入は認めていないとも聞く。現在は特に何ら問題があるとの情報を得てはいないが、今後はどうなるかわからない。自治会加入に於いて宙に浮いている世帯があるのであれば救済する手立てを取るべきではないかと考えるが如何か。</p> <p>少なくともそのようなエリアがあるとの共通認識は両区と地域では必要と考えます。</p>	<p>本市では、政令指定都市移行に向けて区の設置を準備するため、平成13年7月に「さいたま市行政区画審議会」に諮問し、審議会の最終答申及び付帯意見「地域コミュニティの単位である自治会連合会をなるべく尊重して区割りをしたが、やむを得ず分断したところもある。これにより、自治会連合会を再編すると自治会活動に支障がある場合には、市としても柔軟な対応をされたい。」とともに、自治会をはじめ市民の皆様からのご意見、ご要望を尊重しつつ、現行の区域と定めたものであり、大谷口地区以外にも同様の事例がございます。</p> <p>自治会区域は合併前のコミュニティを継承して任意で設定された区域であり、区域の決定・変更等に関し法的な制限はありませんが、社会構造の変化等から自治会区域の見直しの必要が生じた場合は、自治会連合会とも協力しながら、居住者はもとより、関係自治会、関係区において、行政サービスや地域コミュニティの空白地域が生じることがないように、十分な協議のうえ決定していただくことが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【南区コミュニティ課】</p>
14	道路の安全の確保について	<p>区域内の4m道路が通学路となっており、産業道路及び日の出通りへの抜け道として最近車両の通りが増えており子供達に危険な事が多々あります。</p> <p>現在は見守り活動で対応していますが、限界もあり市としての対応をお願いしたい。</p>	<p>小学生の交通事故防止を図るため、看板設置や路面標示などの対応を行っておりますが、現地を再確認し、必要箇所に看板や路面標示の増設を行い、対応してまいります。</p> <p>また、今後、車両の通行量が増え、スクールゾーンによる交通規制が必要な場合は、学校や近隣の要望として、教育委員会から警察へ要望を提出する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【南区くらし応援室】</p>